

川崎市障害者施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、障害者施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第51条の2第2項、第51条の31第2項の規定による届出は、規則第34条の28第1項、第34条の62第1項に掲げる事項について、指定福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第1号様式）により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第1号様式の2）により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第51条の2第3項、第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、規則第34条の28第2項、第34条の62第2項に掲げる事項について、指定障害福祉サービス事業者等は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第2号様式）により、指定相談支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第2号様式の2）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第51条の2第4項、第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、規則第34条の28第3項、第34条の62第3項の規定に基づいて、指定障害福祉サービス事業者等は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第1号様式）により、指定相談支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第1号様式の2）により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から第4条までの規定による届出に関し、国、県及び市町村に対して、情報を提供することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、障害者施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。